平成２３年（フ）第１０号
千葉県いすみ市岬町椎木1723番地３
債務者　山田ちなみ
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
千葉県茂原市粟生野3505番地26
債務者　郷田　洋美
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
千葉県いすみ市岬町三門1136番地
債務者　金村錫哲こと結城哲こと　小高　　哲
（旧氏名金錫哲）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
千葉県茂原市高師2177番地
債務者　山下　弥生
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
山梨県上野原市上野原2640番地
債務者　飯島　　優
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
岐阜市芥見大船２丁目185番地１　プラムフィールドＡ―203号室
債務者　辻　真由美
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
岐阜県山県市高富101番地２
債務者　岡野ゆかり
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
岐阜市福光東１丁目23番11―103号　ファクトリー長良
債務者　松岡　邦子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
岐阜市日置江２丁目70番地13
債務者　岩田　貴史
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７５号
岐阜市宇佐３丁目４番14―203号　ＵＳＡ　ＣＯＵＲＴ　ＷＥＳＴ
債務者　大野　綾桂
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県可児市土田3993番地１
債務者　曽我美佐子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１４号
岐阜県美濃加茂市太田町492番地８
債務者　丹羽　英子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩322番地の15　ハイツ足立２―Ａ
債務者　土屋千鶴子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
滋賀県近江八幡市中小森町70番地５
債務者　大村弘こと　金　　廣城
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２１号
滋賀県蒲生郡竜王町大字林102番地
債務者　奥村　政實
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６号
兵庫県篠山市今田町今田３番地８　２棟107号
債務者　前中　政博
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
広島県安芸郡海田町窪町７番13―６号
債務者　前田　好秋
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部